

医療制度研究会通信：

第5回医療制度研究会草津セミナーのご報告

医学的常識は不確実要素の多い領域ゆえに、そのときどきの判断が、関係する人達の人権を傷つけてしまうことがあります。わが国でも、過去にはハンセン病の隔離政策、予防接種が関係するB型肝炎、薬害エイズ、水俣病など、たくさんの事例を経験してきました。日本の伝統的な考え方は、医療は上から与えるもの、技術至上主義など、ともすると病人権利という視点が欠如する傾向があり、多職種が関わる医療介護領域では、職種間の倫理ではなく、病人権利という視点が一層重要な意味を持つようになってきていると思います。今回の草津セミナーでは、くも膜下出血を発症した人の労災意見書を求められた医師が、発症の原因はその人の生活習慣にあると断定した事例を取り上げました。集団を対象とした予防医学の知見に個人の病気をあてはめ、発症の原因として公的な認定に使うことは、大きな問題があります。もし、公害が原因で肺がんになった人が少しでもたばこを吸っていればそれが原因、ウィルス性肝炎で肝硬変になった人が酒を飲んでいればアルコールが原因と言い切るようなもので、クモ膜下出血の原因を生活習慣が原因と言い切るのは、発症前の状態を把握することができない疾患だけに、科学的な論理とはいいがたく、個人の権利である生活習慣上の問題を、法律違反が疑われる過重労働とすり替えた、悪質な議論と言わざるを得ません。今回のセミナーは、労災認定を却下されたクモ膜下出血の患者さんご当人と担当弁護士も加え、全部で23名の参加で行われました。いつものようにハンセン病療養所とコンラール・リー女史の業績紹介、草津聖バルナバ教会見学も含めて、有意義な議論が行われましたことをご報告し、ご講演の要旨をまとめましたのでご紹介いたします。

#### **I. 基調講演：「長時間労働が心身に与える影響について」**

**佐々木 司氏 大原記念労働科学研究所研究部長**

#### **II. ディスカッション：**

**「過重労働の労災認定に関する医学意見書のあり方」**

**植山 直人氏 全国医師ユニオン代表**

**「脳外科医から見たクモ膜下出血と労働災害」**

**今田 隆一氏 公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院脳神経外科**

#### **III. 指定発言：「くも膜下出血の山下氏と労働災害」**

**岩城 穰氏 いわき総合法律事務所弁護士**

## 栗生楽泉園見学



重監房跡を見学



楽泉園資料館見学



はやくも石楠花がさいていました。



こぶしの花 ホテルヴィレッジで